

令和元年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和元年度6月補正予算等関係)

元気づくり総本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年6月定例会議案説明資料目次

元気づくり総本部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)			
	1	補正予算説明資料	(総括表)	1
		とっとり元気戦略課		2
		とっとり暮らし支援課		3
参画協働課			5	
		女性活躍推進課	6	
	2	歳入歳出事項別明細書	10	
	3	節の明細	15	

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	参画協働課	16

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	女性活躍推進課	18
第11号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 (令和元年5月23日専決)	参画協働課	19

議案説明資料総括表

元気づくり総本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり元気戦略課	744,999	453,850	1,198,849	116,066		43	337,741	
とっとり暮らし支援課	261,083	18,624	279,707	9,955		2,369	6,300	
参画協働課	118,810	13,631	132,441			13,631		
女性活躍推進課	69,013	8,229	77,242	1,000			7,229	
合計	1,713,176	494,334	2,207,510	127,021	0	16,043	351,270	

<説明(主な内容)>

- 【とっとり暮らし支援課】 ・とっとりとの関係人口をふやす事業(16,604千円)
 ・(新)新たな中山間地域共創事業(2,020千円)
- 【参画協働課】 ・(新)令和新時代創造県民運動推進事業(13,631千円)
- 【女性活躍推進課】 ・(新)女性で輝く新時代創造プロジェクト事業(2,789千円)
 ・(新)活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業(2,000千円)
 ・(新)ストレスオフ日本一「癒しの地」プロジェクト(2,600千円)
 ・イクボス・ファミボス普及拡大事業(840千円)

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務監理費

1目 一般管理費

とっとり元気戦略課→事業実施：令和新時代創造本部新時代創造課
(内線：7132) (単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	345,088	109,056	454,146			(雑入) 27	109,029	
事業内容の説明								
7月組織改正に係る補正である。								

2款 総務費

1項 総務監理費

2目 企画総務費

とっとり元気戦略課→事業実施：令和新時代創造本部新時代創造課
(内線：7132) (単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	378,242	△77,122	301,120			(雑入) △18	△77,104	
事業内容の説明								
7月組織改正に係る補正である。								

2款 総務費

7項 統計調査費

1目 統計調査総務費

とっとり元気戦略課→事業実施：令和新時代創造本部新時代創造課
(内線：7132) (単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	0	154,968	154,968	116,066			38,902	
事業内容の説明								
7月組織改正に係る補正である。								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

とっとり暮らし支援課→事業実施：交流人口拡大本部ふるさと人口政策課

(内線：7962) (単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	
とっとりとの関係人口をふやす事業	5,705	16,604	22,309	9,695		609	6,300
トータルコスト	23,962	16,604	40,566	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	2.3人	0.0人	2.3人	事業の企画、委託契約の締結等			
工程表の政策目標(指標)	相談体制の充実、多様な媒体を活用した情報発信の強化、市町村や民間団体と連携した受入体制の整備・充実により、平成27～31年度の5年間で8千人の移住者を受け入れる。						
事業内容の説明	【「地方創生推進交付金」及び「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】						

1 事業の目的・概要

観光以上、移住未滿の繋がり、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やしていくことで、地域活性化を図るとともに将来的な移住者増に繋がることを狙っていく。

2 主な事業内容

(1) 【新規】関係人口受入プログラムの開発・充実

(単位：千円)

項目	事業費	内容
都市圏在住者が地域に関わることができる県内各種受入プログラムづくり・受入団体の掘り起こし	2,000	県内の地域づくり団体、農泊やゲストハウス等の地域交流型滞在施設等(以下、地域づくり団体等)と連携して、地域活動を体験する受入プログラムを充実させるため、地域づくり団体等へのヒアリングや、県内外の関係人口受け入れの先進的な取組を行っている団体(者)を講師にセミナーやワークショップ等を実施し、受入プログラムづくり及び受入団体の掘り起こしを行う。
夏の体験ボランティア事業の実施	609	夏休み期間を中心としてイベントや地域づくり団体等の活動を県内外の多くの人に体験してもらう機会を提供する取組を実施する。
メディア等と連携した地域づくり体験プログラム(ツアー)の実施と発信	4,000	首都圏のメディアと連携し、地方に関心のある首都圏在住者が、鳥取を訪れ、地域づくりを体験するプログラムを実施する。プログラムの実施状況をメディアや雑誌を活用して発信することで、若者が活躍できる場、関わりしのある鳥取県をPRする。

(2) 【新規】関係人口と地域のマッチング

項目	事業費	内容
県内各種受入プログラムの発信とマッチング	5,995	○受入プログラムと県内地域と関わりたい都市在住者や企業とのマッチングを行う。 ・都市圏で、受入プログラム等の参加者募集・説明会開催、地域づくり団体等と連携したワークショップ・鳥取地域講座開催 ○ポータルサイトを開設する。 ・受入プログラム、地域交流型滞在施設(農泊・ゲストハウス等)、寄付制度等の情報を掲載したウェブサイト開設 ・関係人口メンバー登録制度構築

(3) 潜在的関係人口の掘り起こし

項目	事業費	内容
都市圏での交流会開催	4,000	都市圏在住の鳥取に関心がある若者等を対象に、県内で活躍する若者による取組の紹介等により鳥取の魅力を伝え、鳥取と繋がるきっかけとなる交流会を実施する。

3 これまでの取組状況、改善点

平成29年度からワーキングホリデー事業、平成30年度から地域課題解決人材の呼び込み等、都市圏等在住の若者に対して、鳥取との関わりを深めてもらう取組を実施している。

取組を強化していくため、本年4月、東京本部・関西本部内に、鳥取との多様な関わり方を紹介する窓口「とっとり歓迎案内所 ウェルカニ」を設置したところであり、今後さらにプログラムの充実を図っていく。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

4 項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課→事業実施：地域づくり推進部中山間地域政策課

1 目 自治振興費

(内線：7129)(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
(新)新たな中山間地域共創事業	0	2,020	2,020	260		(基金繰入金) 1,760						
トータルコスト	0	4,401	4,401	(補正に係る主な業務内容)								
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	事業周知、事業推進、補助金事務等								
工程表の政策目標(指標)	人口減少と高齢化が進行する中山間地域やまちなかにおいて、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためのしくみづくりを推進する。											
事業内容の説明	【地方創生推進交付金】及び「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】											
1 事業の目的・概要	中山間地域において高齢化と人口減少が進行し続ける状況にかんがみ、地域の抱える課題に対応し、持続可能で安全安心な中山間地域での暮らしを多様な主体と共に考え、創り出していく。											
2 主な事業内容	<p>(1) [新規] 集落再生システム構築事業 (1,500千円)</p> <p>中山間地域で今後集落維持が困難になることが推察される小規模高齢化集落(※)等において、将来にわたって住み慣れた地域で暮らし続けるために必要となる生活環境や機能、仕組みのあり方についてモデル地区を定めて、市町、地元集落等と一体となって検討する。 ※小規模高齢化集落：高齢化率50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落</p> <p>ア 検討事項 買い物、健康管理、防災、安否確認など、少人数で住み続けられるために必要となる生活環境やしくみの確保</p> <p>イ 検討を踏まえた対策イメージ ・地理的状況や人口規模等の集落の実情に即した中山間地域支援施策の構築 ・既に形成されている「小さな拠点」との連携 等</p> <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>1年目</td> <td>課題の抽出・解決策を検討し、集落再生システムを構築、既存の中山間地域支援施策の見直し</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>集落再生に必要な支援施策を実施</td> </tr> </table> <p>ウ 実施体制 集落の住民、集落支援員、市町、県、大学等</p>								1年目	課題の抽出・解決策を検討し、集落再生システムを構築、既存の中山間地域支援施策の見直し	2年目	集落再生に必要な支援施策を実施
1年目	課題の抽出・解決策を検討し、集落再生システムを構築、既存の中山間地域支援施策の見直し											
2年目	集落再生に必要な支援施策を実施											
(2) 中山間地域生活支援事業	<p>ア [新規] 多様な生活支援対策検討事業 中山間地域における暮らしの安全・安心に繋がる新たな取組(買い物支援、見守り、空き施設の活用等)について、企業等の多様な主体と連携しながら検討・実施する(既定予算対応)。</p> <p>イ [拡充] 中山間地域買物支援事業 複数の市町の買い物困難地域で事業を行う移動販売事業者に対し、県の直接補助を可能とするよう制度改正する。 (適用事業：鳥取県中山間地域買物支援事業(移動販売車導入支援、移動販売車運営費助成))</p>											
(3) [新規] 地域おこし協力隊の活動拡大事業 (520千円)	<p>地域おこし協力隊の隊員定住は、集落の担い手の確保、活性化に繋がっており、中山間地域の地域力を再生する一翼を担っている。県内で隊員の活動を広く周知することで、県民の理解を得て活動しやすい環境を整えるとともに、地域活動の持続性を図り、地元への定着を促進する。また、県内の取組を県外に紹介することで新たな隊員の確保を狙う。 ＜実施内容＞地域おこし協力隊フェスの開催、協力隊の活動紹介冊子の作成</p>											
3 これまでの取組状況、改善点	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための「小さな拠点」づくりや、中山間地域で周囲に店舗がない地域での移動販売に係る支援などの中山間地域の支援に取り組んでいる。今後、多様な主体と連携しながら新たな取組の掘り起こしを行っていく。</p>											

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

参画協働課→事業実施：地域づくり推進部県民参画協働課
(内線：7248) (単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
(新) 令和新時代創造 県民運動推進事業	0	13,631	13,631			(基金繰入金) 3,631 (寄附金) 10,000																		
トータルコスト	0	13,631	13,631	(補正に係る主な業務内容)																				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務、委託契約事務、県民運動の周知・推進																				
工程表の政策目標(指標)	令和新時代創造県民運動の推進による地域の活性化																							
事業内容の説明				【鳥取元気づくり推進基金】充当事業																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>新時代「令和」を迎え、「トトリズム県民運動」を発展・昇華させ、新たな住民参加型運動「令和新時代創造県民運動」として、令和新時代を担う若者が主体の活動を広げていくとともに、クラウドファンディング型ふるさと納税という新方式を活用して、多くの人の共感を得ながら取り組む活動を支援するなどして、令和新時代の新しい活力を創造し、地域の活性化を一層進める。</p> <p>なお、当初予算で計上された「トトリズム県民運動推進事業」については、「令和新時代創造県民運動」事業として実施していく。</p> <p>※「令和新時代創造県民運動」とは 令和新時代の新たな住民参加型運動として、若者を中心としたあらゆる年代や主体が地域をよくするために行う活動や、クラウドファンディング等の新たな方式で、多くの人の共感を得て行う活動の総称。</p>																								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 令和新時代創造県民運動推進補助金(若者活動支援型)の新設 750千円 若者が主体となり県内で地域をより良くしようと自ら取り組む様々な地域づくり活動を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th>補助上限</th> <th>補助率</th> <th>補助対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750 千円</td> <td>150 千円</td> <td>10/10</td> <td>若者による新たな取組(試行的な取組を含む)及びこれまでの取組を拡充するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 若者の地域活動への参加促進 511千円</p> <p>ア ワーキングホリデー支援事業 330千円 県内で暮らしていても地域のことを知らない若者に対し、地域と関わるきっかけをつくることで、将来的な関係人口づくりと若者定着に繋げる。</p> <p>イ 若者向け地域課題ワークショップ(出前講座)の開催 181千円 潜在的に地域づくりに興味がある若手層が一定数見込まれる大学等の協力を得ながら、大学等に出向き、地域づくり活動を紹介する出前講座を行う。</p> <p>(3) 令和新時代創造県民運動推進補助金(チャレンジ型)の新設 11,870千円 地域課題の解決をさらに推進するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、県内外からより広く人々を巻き込み、共感を得ながら取り組む活動を支援する。</p> <p>※「クラウドファンディング」とは、インターネット上で広く支援を募り資金調達するサービスである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th>補助上限</th> <th>補助率</th> <th>補助対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 千円</td> <td>2,000 千円</td> <td>10/10</td> <td>地域課題の解決をさらに推進するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、より広く人々を巻き込み、共感を得ながら取り組む活動</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「令和新時代創造県民運動」情報発信事業 500千円 「令和新時代創造県民運動」のスタートを広く発信することで県民への浸透を図るとともに、県民運動としての機運を高めていく。</p>									予算額	補助上限	補助率	補助対象	750 千円	150 千円	10/10	若者による新たな取組(試行的な取組を含む)及びこれまでの取組を拡充するもの	予算額	補助上限	補助率	補助対象	10,000 千円	2,000 千円	10/10	地域課題の解決をさらに推進するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、より広く人々を巻き込み、共感を得ながら取り組む活動
予算額	補助上限	補助率	補助対象																					
750 千円	150 千円	10/10	若者による新たな取組(試行的な取組を含む)及びこれまでの取組を拡充するもの																					
予算額	補助上限	補助率	補助対象																					
10,000 千円	2,000 千円	10/10	地域課題の解決をさらに推進するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、より広く人々を巻き込み、共感を得ながら取り組む活動																					
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成28年度に「トトリズム県民運動」を開始し、様々な地域づくり活動が行われてきたが、「令和新時代創造県民運動」として、活動の裾野を広げて地域づくり活動の一層の拡充を図っていく。</p>																								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費 女性活躍推進課→事業実施:令和新時代創造本部女性活躍推進課(内線:7075)

1 目 企画総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)女性で輝く新時代創造プロジェクト事業	0	2,789	2,789				2,789	
トータルコスト	0	2,789	2,789	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	連絡調整、委託契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	仕事と家庭の両立支援、女性活躍の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>働く場、地域において女性活躍をさらに拡げていくため、官民一体となって女性活躍の意義を再確認するフォーラムの開催や、女性の活躍が好影響をもたらした事例の発信を通じて理解の深化と機運を高め、事業所等で活躍する女性リーダーを増やしていく。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 女性活躍推進フォーラム(750千円)</p> <p>官民一体の女性活躍推進主体「女星(じょせい)活躍とっとり会議」と連携し、女性活躍の機運高揚フォーラムを実施する。</p> <p>[内 容] 特別講演、パネルディスカッション等</p> <p>[参 集 者] 県内経営トップ、女性管理職等200名程度</p> <p>(2) 好影響の横展開を狙った情報発信(2,039千円)</p> <p>女性の登用が、事業所等にプラスの变革を及ぼした好事例や地域での女性リーダーの活躍等の発信を通じて、県内事業所や地域での女性登用の横展開を図る。</p> <p>[発信媒体] 地元紙</p> <p>[内 容] ・女性登用が進む県内事業所等の好事例紹介(連載)</p> <p>・女性活躍に積極的な経営者や女性リーダーなどによる紙上座談会(特集)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>官民一体の女性活躍推進主体「女星(じょせい)活躍とっとり会議」と連携した女性活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの取組により、女性の管理職登用など女性活躍は進んできている。</p> <p>今後、さらに企業トップへの働きかけや女性の視点からの提案などにより、活躍する女性リーダーの増加と女性の働きやすい環境づくりの推進に取り組んでいく。</p>								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費 女性活躍推進課→事業実施:令和新時代創造本部女性活躍推進課(内線:7077)

1目 企画総務費 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業	0	2,000	2,000	1,000			1,000	
トータルコスト	0	2,794	2,794	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	連絡調整、委託契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	仕事と家庭の両立支援、女性活躍の推進							
事業内容の説明	【「地域女性活躍推進交付金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>働く女性を取り巻く環境が共通する山陰両県において、山陰を一つにつなぐ「One-In」連携の取組の一つとして、両県が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実践を促す広域的な情報発信・普及啓発を行うことで、女性の働きづらさの要因となっているパートナー間の“家事育児の偏り”を解消し、男性の家庭での活躍を促進するとともに、働く場における女性の働きやすさ・活躍機会の増大に繋げる。</p>							
2 主な事業内容	<p>○家事シェアを促進する情報発信・普及啓発 ワーク・ライフ・バランスの実践に繋がる「家事シェア」や「男性の家事育児参画」を手伝いではなく当たり前のこととして捉え肯定する、両県共通のイメージロゴや、キャッチフレーズを用いて、ワーク・ライフ・バランスの実践による仕事と家庭の好循環の事例等を多様な媒体により広く情報発信を行う。 [発信媒体:テレビ、ホームページ又はSNSなど]</p>							
3 これまでの取組状況、改善点	<p>男女ともに仕事と家庭を両立し、家庭・地域・働く場でいきいきと活躍できるよう、パートナーと負担を分かち合う“家事シェア”を考える参加型セミナーなどを通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。</p>							

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費 女性活躍推進課→事業実施: 令和新時代創造本部女性活躍推進課(内線: 7077)

1目 企画総務費 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ストレスオフ日本一「癒しの地」プロジェクト	0	2,600	2,600				2,600	
トータルコスト	0	2,600	2,600	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	連絡調整、委託契約事務等				

工程表の政策目標(指標) 仕事と家庭の両立支援、女性活躍の推進

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

民間調査により、鳥取県が女性のストレス指数の低い「ストレスオフ県」第1位を獲得したことを機に、ストレスオフ日本一の「癒しの地」をコンセプトとして発信し、観光や関係人口の拡大に繋げていく一方で、県内女性のストレス要因を軽減し、さらに暮らしやすいふるさととなるよう取組を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

項目	予算額	内容
民間企業と連携した情報発信	1,200	民間企業と共同でストレスオフ効果を科学的に実証する「癒しの地」体験ツアーを実施し、SNS等により発信する。あわせて検証したストレスオフ効果を活用したPRも実施する。
	800	「癒しの地」の魅力を伝える広報物を関係人口案内所等に配架するほか、民間企業の事業活動と連携して発信する。
	-	ストレスオフ日本一の「癒しの地」をコンセプトとしたツアー造成、イベント企画など各種事業を展開する。 ・全日空との共同キャンペーンを実施する。 ・温泉や街並み散策、満天の星空体験など女子旅のPR ・旅行会社への商品造成の働きかけ ・「癒しの地」をテーマとした移住相談会の実施 ・県外婚活イベントにおけるPR ・「癒しの地」を切り口とした番組招致などによる発信など
女性の更なるストレスオフに繋がる取組	300	女性が肯定的に「自分の時間」をもてるよう、お父さんと子どもを参加対象としたイベントを開催する。
	300	ワーク・ライフ・バランスの実践を目指して、企業に出向き、経営者、男性管理職、従業員を対象とした、男性の育児等参画への働きかけを行う。
	-	男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的な「男女共同参画推進企業」や、仕事と家庭の両立を応援するワーク・ライフ・バランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」の取組を拡大する。

3 これまでの取組状況、改善点

男女ともに働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進など、経済団体等と連携し、官民一体となって、女性が働きやすく暮らしやすい鳥取県を目指した取組を行っている。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費 女性活躍推進課→事業実施:令和新時代創造本部女性活躍推進課(内線:7792)

1目 企画総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
イクボス・ファミボス普及拡大事業	5,459	840	6,299				840	
トータルコスト	16,572	3,221	19,793	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.4人	0.3人	1.7人	連絡調整、補助金事務、委託契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	仕事と家庭の両立支援(男女共同参画推進企業、イクボス・ファミボス宣言企業の拡大)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢化が進展する中、介護により中核を担う人材が離職することは、企業にとって大きな課題となる。県内企業における介護と仕事の両立支援の優良事例の発信や、企業が備えておくべき事項を一覧にした初動対応ツールの作成により、就業継続できる職場環境の充実や介護への備えに取り組む県内企業を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○介護支援の好事例発信(740千円)</p> <p>イクボス・ファミボスが、従業員を介護離職させない職場環境づくりを進めるため、介護支援制度の拡充や柔軟な働き方の導入等により、介護と仕事の両立に取り組む県内企業の優良事例を地元経済情報誌等を活用し広く発信する。</p> <p>○介護と仕事の両立に向けた初動対応ツールの作成(100千円)</p> <p>介護と仕事の両立に向け、企業が備えておくべき事項を容易に確認できる簡易ツールを作成し、介護支援に踏み出す企業を後押しする。</p> <p>[ツール内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営層・労務管理者向け(支援方針の明確化、相談体制と対応など) ・従業員向け(知っておきたい介護当事者の心構え、介護サービス等基本情報など) <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>官民一体の女性活躍推進主体「女星(じょせい)活躍とっとり会議」と連携した普及活動等により、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業は増えてきている。引き続き、子育てはもちろん、介護と仕事の両立支援や介護を抱える従業員の不安軽減に取り組む企業の拡大を図る。</p>								

令和元年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総 務 費								
	節	補正前	補正額	補正後	うち元気づくり総本部				
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費	
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	574,732	3,425	578,157	56,372	3,236	59,608	14,515	8,989	23,504
2 給 料	3,134,772	11,466	3,146,238	374,556	99,372	473,928	179,634	53,508	233,142
3 職員手当等	4,723,968	5,739	4,729,707	187,474	49,738	237,212	89,911	26,782	116,693
4 共 済 費	1,154,431	4,277	1,158,708	136,850	34,556	171,406	63,847	19,777	83,624
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩給及び退職年金	10,020		10,020						
7 賃 金	22,809		22,809						
8 報 償 費	231,375	4,866	236,241	9,835	1,040	10,875	3,641		3,641
9 旅 費	226,437	4,233	230,670	22,839	1,033	23,872	4,735		4,735
10 交 際 費	2,800		2,800	200		200	200		200
11 需 用 費	585,614	346	585,960	52,385		52,385	30,729		30,729
12 役 務 費	542,050	11,609	553,659	154,074		154,074	139,944		139,944
13 委 託 料	5,015,273	294,755	5,310,028	396,018	27,331	423,349	119,465		119,465
14 使用料及び賃借料	834,130	3,693	837,823	22,914		22,914	11,791		11,791
15 工 事 請 負 費	3,318,118		3,318,118	43,719		43,719			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費	5,198	57,492	62,690						
18 備 品 購 入 費	167,033		167,033	221		221			
19 負担金、補助及び交付金	8,677,918	85,058	8,762,976	233,740	11,080	244,820	26,880		26,880
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	33,723		33,723						
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	95,734		95,734						
26 寄 付 金									
27 公 課 費	206		206						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	29,527,041	486,959	30,014,000	1,691,197	227,386	1,918,583	685,292	109,056	794,348
財 源 内 訳	国庫支出金	2,369,785	104,423	2,474,208	54,425	127,021	181,446	1,501	1,501
	地方債	5,496,000	180,000	5,676,000	45,000		45,000		
	その他	2,016,457	16,006	2,032,463	253,310	16,009	269,319	1,795	27
	一般財源	19,644,799	186,530	19,831,329	1,338,462	84,356	1,422,818	681,996	109,029

令和元年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
	うち元気づくり総本部									
	1項 総務管理費			2項 企画費						
	1目 一般管理費						1目 企画総務費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	12,071	8,989	21,060	41,557	△ 5,753	35,804	39,803	△ 5,753	34,050	
2 給 料	179,634	53,508	233,142	194,922	△ 38,220	156,702	194,922	△ 38,220	156,702	
3 職員手当等	89,911	26,782	116,693	97,563	△ 19,130	78,433	97,563	△ 19,130	78,433	
4 共 済 費	63,472	19,777	83,249	73,003	△ 14,019	58,984	73,003	△ 14,019	58,984	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃 金										
8 報 償 費				5,709	680	6,389	4,666	680	5,346	
9 旅 費	1,600		1,600	11,293	109	11,402	6,764	109	6,873	
10 交 際 費	200		200							
11 需 用 費	2,550		2,550	9,898		9,898	6,530		6,530	
12 役 務 費	3,998		3,998	7,921		7,921	5,929		5,929	
13 委 託 料				78,358	9,991	88,349	11,501	7,440	18,941	
14 使用料及び賃借料	4,000		4,000	8,245		8,245	5,255		5,255	
15 工 事 請 負 費										
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費				221		221	221		221	
19 負担金、補助及び交付金				83,666	11,080	94,746	46,812		46,812	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	357,436	109,056	466,492	612,356	△ 55,262	557,094	492,969	△ 68,893	424,076	
財 源 内 訳	国庫支出金				6,323	1,000	7,323	6,323	1,000	7,323
	地方債									
	その他	36	27	63	102,990	13,613	116,603	199	△ 18	181
	一般財源	357,400	109,029	466,429	503,043	△ 69,875	433,168	486,447	△ 69,875	416,572

令和元年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
	うち元気づくり総本部									
	4項 市町村振興費			7項 統計調査費						
	補正前	補正額	補正後	1目 自治振興費			補正前	補正額	補正後	
補正前				補正額	補正後					
1 報酬	300		300	300		300				
2 給料								84,084	84,084	
3 職員手当等								42,086	42,086	
4 共済費								28,798	28,798	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賞金										
8 報償費	485	360	845	485	360	845				
9 旅費	6,811	924	7,735	6,811	924	7,735				
10 交際費										
11 需用費	11,758		11,758	11,758		11,758				
12 役務費	6,209		6,209	6,209		6,209				
13 委託料	198,195	17,340	215,535	198,195	17,340	215,535				
14 使用料及び賃借料	2,878		2,878	2,878		2,878				
15 工事請負費	43,719		43,719	43,719		43,719				
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費										
19 負担金、補助及び交付金	123,194		123,194	123,194		123,194				
20 扶助費										
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金										
26 寄付金										
27 公課費										
28 繰出金										
予備費										
計	393,549	18,624	412,173	393,549	18,624	412,173		154,968	154,968	
財 源 内 訳	国庫支出金	46,601	9,955	56,556	46,601	9,955	56,556		116,066	116,066
	地方債	45,000		45,000	45,000		45,000			
	その他	148,525	2,369	150,894	148,525	2,369	150,894			
	一般財源	153,423	6,300	159,723	153,423	6,300	159,723		38,902	38,902

令和元年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			7款 商工費			うち元気づくり総本部		
	うち元気づくり総本部			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	7項 統計調査費								
	1目 統計調査総務費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬				72,257	46	72,303		11,506	11,506
2 給 料		84,084	84,084	382,200		382,200		137,592	137,592
3 職員手当等		42,086	42,086	191,300		191,300		68,868	68,868
4 共 済 費		28,798	28,798	168,243		168,243		48,982	48,982
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金									
8 報 償 費				379,127	2,000	381,127	259		259
9 旅 費				60,753	1,819	62,572	23		23
10 交 際 費				200		200			
11 需用費				47,833		47,833	18		18
12 役 務 費				46,228		46,228	337		337
13 委 託 料				693,487	69,447	762,934	5,115		5,115
14 使用料及び賃借料				145,447	100	145,547	22		22
15 工事請負費				9,915	24,200	34,115			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費				11,503		11,503			
19 負担金、補助及び交付金				10,189,570	216,609	10,406,179	7,461		7,461
20 扶 助 費									
21 貸 付 金				432,183		432,183			
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料					77,040	77,040			
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金				23,917		23,917			
予 備 費									
計		154,968	154,968	12,854,163	391,261	13,245,424	13,235	266,948	280,183
財 源 内 訳	国庫支出金		116,066	116,066	145,582	33,314	178,896		
	地方債				117,000	29,000	146,000		
	その他				473,434	77,040	550,474		34
	一般財源		38,902	38,902	12,118,147	251,907	12,370,054	13,235	266,914

令和元年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	7款 商工費						元気づくり総本部 合計		
	うち元気づくり総本部								
	3項 観光費						補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	1目 観光費					
補正前				補正額	補正後				
1 報酬		11,506	11,506		11,506	11,506	56,372	14,742	71,114
2 給料		137,592	137,592		137,592	137,592	374,556	236,964	611,520
3 職員手当等		68,868	68,868		68,868	68,868	187,474	118,606	306,080
4 共済費		48,982	48,982		48,982	48,982	136,850	83,538	220,388
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費	259		259	259		259	10,094	1,040	11,134
9 旅費	23		23	23		23	22,862	1,033	23,895
10 交際費							200		200
11 需用費	18		18	18		18	52,403		52,403
12 役務費	337		337	337		337	154,411		154,411
13 委託料	5,115		5,115	5,115		5,115	401,133	27,331	428,464
14 使用料及び賃借料	22		22	22		22	22,936		22,936
15 工事請負費							43,719		43,719
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費							221		221
19 負担金、補助及び交付金	7,461		7,461	7,461		7,461	249,945	11,080	261,025
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	13,235	266,948	280,183	13,235	266,948	280,183	1,713,176	494,334	2,207,510
財 源 内 訳	国庫支出金						54,425	127,021	181,446
	地方債						45,000		45,000
	その他		34	34		34	253,310	16,043	269,353
	一般財源	13,235	266,914	280,149	13,235	266,914	280,149	1,360,441	351,270

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
2目 計画調査費	
負担金、補助及び交付金	令和新時代創造県民運動推進補助金
	10,750
	ワーキングホリデー支援事業
	330

平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

元気づくり総本部→事業実施:令和新时代創造本部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源		
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債	
2	総務費2 企画費	鳥取県男女共同参画意識調査事業	女性活躍推進課	3,655,000	3,655,000	1,827,000				1,828,000
			計	3,655,000	3,655,000	1,827,000				1,828,000

条例名等

鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 1 提出理由
控除対象特定非営利活動法人として新たに1法人を指定する。
- 2 概要
個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、令和元年8月1日から令和6年7月31日までの間に「特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ」に対してなされた寄附金を加える。
- 3 施行期日
施行期日は、公布日とする。

【参考】

＜控除対象寄附金の状況＞

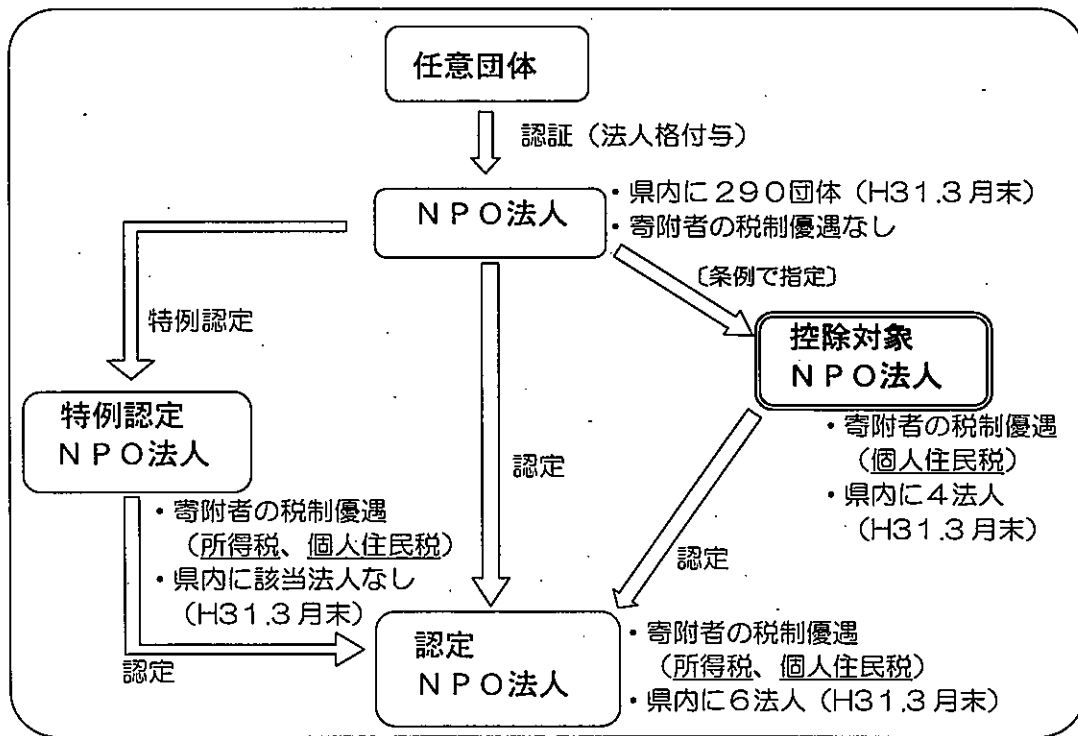
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況
1	都道府県、市町村（ふるさと寄附金）	○
2	共同基金会、日本赤十字社	○
3	特定公益増進法人 （独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等）	★
4	認定特定公益信託	★
5	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）	★
6	控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）	★

注) ○：全国一律に控除対象となるもの ★：条例で指定することで控除対象となるもの

＜今回指定する法人の概要＞

- ・名称 特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ
- ・主たる事務所の所在地 鳥取市用瀬町屋住278
- ・設立年月日 平成26年8月15日
- ・事業内容 鳥取市南部地域の地域資源を活用した社会教育、空き家再生、交流、移住・定住促進、文化・芸術・スポーツ振興、宿泊・旅行事業等
地域資源の調査研究事業、自然環境の保全活用等

＜認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ＞



提
出
理
由
及
び
概
要

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
略			略		
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から令和5年7月31日まで	特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から令和5年7月31日まで
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 (令和元年5月23日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 条例の規定中、引用する地方税法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和元年年6月1日とする。</p>

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第37条の2第12項</u>に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「実績判定期間」とは、地方税法<u>第37条の2第12項</u>の申出（以下「申出」という。）の直前に終了した事業年度の末日（申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から申出の日までの間で当該特定非営利活動法人を選んだ日。以下「基準日」という。）以前5年（控除対象特定非営利活動法人となったことのない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。</p> <p>4～6 略</p> <p>(申出書の添付書類の備置き等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の地方税法<u>第37条の2第13項</u>に規定する寄附者名簿</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第37条の2第3項</u>に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「実績判定期間」とは、地方税法<u>第37条の2第3項</u>の申出（以下「申出」という。）の直前に終了した事業年度の末日（申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から申出の日までの間で当該特定非営利活動法人を選んだ日。以下「基準日」という。）以前5年（控除対象特定非営利活動法人となったことのない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。</p> <p>4～6 略</p> <p>(申出書の添付書類の備置き等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の地方税法<u>第37条の2第4項</u>に規定する寄附者名簿</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この条例は、令和元年6月1日から施行する。